

第15章

諸外国における総合的かつ包括的なソーシャルワーク支援の実際

本章ではフランス、カナダ、アメリカの3か国におけるソーシャルワーク支援について概観する。法律や制度の工夫が各国それぞれにおいてなされているなかで、より良いソーシャルワークが行われている実践について学ぶこと、さらに日本の実践との比較を通して相対化、客観化を行うことには大きな意味がある。そして国を越えて共通する部分からは「ソーシャルワークの本質とは何か」を改めて見出すことにつながる。

1 フランスにおけるソーシャルワーク支援

(1) フランスの「届ける」福祉

フランスにおけるソーシャルワークを一言で表すとすれば「届ける福祉」の具現化である。届ける福祉とは、申請や相談を待たずにソーシャルワーカーなどの専門職が福祉を実現することであり、福祉が届かない人が出ないように公的機関民間機関が連携して重層的な仕組みをつくることを指す。写真15-1は



写真15-1 パリ市中にある看板広告（筆者撮影）

パリ市の広告看板で、「パリでは、みなさんが権利を利用できるようにすることが私たちの義務です」と人々の目に広く触れるように設置している。つまり福祉 (aide sociale) は国が全国すべての人に同じように保障する資源であり、教育、健康、雇用、文化などと同じく「皆に共通の権利 (droit commun)」であるとされている。さらにフランスの子育て家庭への支援や個人への福祉を扱う社会福祉家族法第142条第1項の1によると、ソーシャルワークは国民の基本的権利へのアクセスを可能にすることが役割であるとしている。

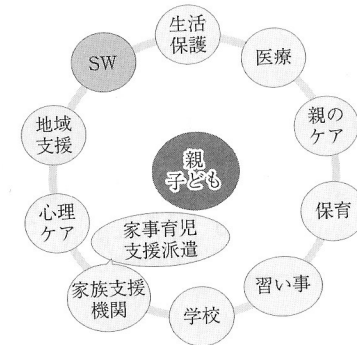


図15-1 子どもや保護者を支えるシステム
出所：筆者作成。

福祉サービスを受けることは権利であり、その権利が守られていない状況を見つけ、利用できるように支えることがソーシャルワーカーの役目である。

子ども家庭福祉領域を例に考えると、問題が深刻になる前に状況改善を目指す「予防」を中心に、当事者の申請を必要としない支援システムが構築されている。「心配」がある状況に対し親子を具体的に支える福祉を実践する。「心配 (préoccupant)」は英語では worrying であり、虐待に比べ事実上視点を置くのではなく、子どもに関わる者の印象としての気がかりな状況に注目した表現である。虐待が起きてからの事後対応ではなく、子どもの様子を観察し予防的に福祉を実現することを目指す。子どもの権利条約第3条の仏訳である「子ども福祉を実現することを目指す」「子どものウェルビーイングを保障する」ことについての関心を最優先にする」「子どものウェルビーイングを保障する」ことを目的としているためである。必要に応じて子ども専門裁判官など司法も関わるなかで、複数の専門職で子どもを支える親を支援する。図15-2ではコミック形式で事例を紹介する。

事例からは、学校など日頃子どもが通う機関に専門職が配置され、相談や申請を必要とせず福祉サービスが届けられていることがわかる。問題が深刻化する前に「予防」の視点から早期発見、早期介入がはかられている。さらにネグレクトや養育能力不足と捉えず、「心配」な状況と捉えて親子を支えている様子がわかる。学校ソーシャルワーカーは図15-2のように子どもや保護者に必要な福祉サービスのコーディネートを行う。学校内での支援が困難で、継続的な支援として在宅教育支援が開始され、ソーシャルワーカー⁽²⁾の一種である専門的エデュケーター⁽¹⁾（以下、エデュケーター）と社会家庭専門員



図 15-2 フランスでの家庭福祉におけるソーシャルワークのイメージ

出所：在宅教育支援現場での実話をもとに筆者作成（作中の人物は仮名）。絵：西坂来人。

がソーシャルワークを担い、前者がケアのコーディネーター、後者がより密接な親子支援を行う。支援者が各々役割分担を行っている実情がわかる。

社会福祉家族法第112条第3項では「家族の持つ資源と子どもの置かれた環境についてまず働きかけをおこなう。親が直面している困難を理解すること、そして状況に適した安心して利用できる支援を紹介すること、紹介だけでなく実行し親が教育的責任を全うできるよう支える」とされ、親子を支えることで子どもの権利を守ることが示されている。子どもが希望し、危険がない限り親子と一緒にによりよく暮らせる方法を専門職が家族と模索する。すべての人に潜在力があり、それを引き出すことがエデュケーターに求められている。在宅教育支援は未成年人口の1%が対象となっており、⁽³⁾ 県による委託費で民間機関が実施する。エデュケーターは1人あたり26人の子ども、十数家庭を担当する。

（2）ソーシャルワーカーの多様な活動領域と役割

フランスにおけるソーシャルワーカーの資格は13種類あり、管理職資格以外は国家資格である（表15-1）。

たとえばソーシャルアシスタントの資格を得るためには3年間の養成課程を修了することが必要である。学校では1740時間をかけて理論を学ぶ一方、実習は1820時間（13か月相当）と実習に重点が置かれている。

またフランスにおけるソーシャルワーカーの活動領域と役割は多様である。図15-2に登場するエデュケーターは家庭に入り子どもと保護者を支えること、教育的役割を担うことが求められており、日本には見られない役割といえる。心配な状況や危険にさらされた状況の子どもを守り、親を支える児童福祉分野をはじめ、障害者の支援や成人の自立支援においても、人々が守られ、サポートを受け、権利が尊重され行使されるための条件を整えることに貢献する。さらに週に数回家庭に入る社会家庭専門員も、社会的な困難や、病気や障害などがある家庭を訪問し、家の中のメンテナンスや食事の支度や宿題など日常生活を支え、両親が子どもを教育することを支える。社会家庭専門員は悪い扱いを減らし良い扱いを増やすことも養成課程で学んでいる。

フランス内閣府社会的結束総局の職業ガイドラインによると、ソーシャルワーカーの役割は「人々にとって、自身が主役となるための方法があるよう、条件を整える」「社会的な絆と連帯が育つよう貢献する」とされている。

表 15-1 ソーシャルワークに関する資格

教育的社会的支援国家資格 (DEAES)	障害や、自立に課題がある人を子どもから高齢者まで家庭や学校やレジャーの場で支える
家庭アシスタント国家資格 (DEAF)	21歳未満の子どもと若者を児童保護、医療、セラピー分野でケアし日常的に支える
モニターエデュケーター国家資格 (DEME)	子どもから高齢者の社会適応を支え、教育的支援やアクティビティの提案をおこなう
社会家庭専門員国家資格 (DETISF)	日常生活を支えることで家族の負担を軽減し家族を助ける
技術的エデュケーター国家資格 (DEETS)	職業オリエンテーションや職業訓練、社会参加を支える
幼児エデュケーター国家資格 (DEEJE)	7歳までの子どもの教育的社会的支援をおこない、社会化と社会参加を支える
専門的エデュケーター国家資格 (DEES)	児童保護、障害、予防、社会参加分野において教育的社会的支援によって人々の可能性を引き出す
ソーシャルアシスタント国家資格 (DEASS)	社会内での資源をつなぎ人々が自身の潜在力を生かし計画を築くのを支える
社会家庭経済ソーシャルワーカー国家資格 (DECESF)	経済的困難、住居問題、借金や失業について人々を支える
家族仲裁国家資格 (DEMF)	家庭内の紛争や断絶について、対話の回復や関係性の再構築、紛争の解決を支える
社会的援助管理責任者資格 (CAFERUIS)	福祉や医療分野の統括を担い、利用者の権利が守られていることを保障する
社会的エンジニアリング国家資格 (DEIS)	エキスパート、発展のための助言者、評価者の役割を担う
社会的援助機関ディレクター資格 (CAFDES)	福祉、医療、保健分野の地域における戦略策定、社会政策の実現、倫理的配慮の徹底を担う

出所：健康省のホームページ, Ministère du travail de la santé, et des solidarités (2023) (<https://sante.gouv.fr/archives/les-metiers-du-travail-social/article/les-diplomes-et-formations-du-travail-social> 2024年4月20日閲覧)をもとに筆者作成。

(3) 「心配」な状況には親子まるごとの支援

日本の児童福祉法第6条の3で「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」を支援対象児童と定義している。それに対し、フランスでは「心配」の対象となった子どもが包括的な支援を受ける。心配の基準は、社会福祉家族法ではなくフランス市民全員を対象とした市民法第365条で定められ

「子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされているか、子どもの教育的・身体的・情緒的・知的・社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」とされている。

さらに、支援やケアを届けるために司法を使っているのも特徴である。裁判官に判断を求める基準は社会福祉家族法第226条第4項で心配があるにもかかわらず、いかなる社会的支援も十分に機能しなかった、家族の拒否や協力が得られず社会的支援ができなかった場合、もしくは危険がある場合、裁判官は全ての社会的支援を試したか確認したうえで裁判をおこなうとしている。実際に、裁判官に判断を委ねる前にソーシャルワーカーなどは3か月間の集中的な支援をおこなわなければならないと社会福祉家族法第226条第3項で定められており、実際にパリ市では3か月以内に35%が心配な状況ではなくなっている⁽⁵⁾。

(4) 現状と課題

ソーシャルワーカーたちは自身の職業を「人権と尊厳が守られるよう尽力するのが使命」と言い、自らをミリタンと呼ぶ。ミリタンとは「信念を貫きたかう」という意味である。

外国出身の人に対しての就職差別や貧困層から富裕層への移動が少ない現実を示す調査結果があるなど、クライアントをとりまく状態は厳しい。「予防し」「届ける」ことをしても実際には平等な将来があるわけではないという社会課題があるものの、社会的公正をめざしてフランスのソーシャルワーク支援は行われている。

2 カナダにおけるソーシャルワーク支援

(1) カナダのソーシャルワークの概要

カナダは移民大国として知られており、様々な国籍、文化、宗教、習慣などをもつ人たちが暮らしている。年齢、性別、障がいの有無、性的志向などの違いを認め合い、互いに人権と尊厳を大事にする社会、つまりインクルーシブ社会の実現を目指している⁽⁸⁾。カナダのソーシャルワークは、この多様性を認め、一人ひとりの権利と尊厳を尊重し、誰もが必要なサービスを受ける権利を守ることを大切にしている⁽⁹⁾。

カナダのソーシャルワーカーは、学士または修士のソーシャルワークの学位